



2025 年 6 月 26 日

各 位

会社名 住信ＳＢＩネット銀行株式会社
 代表者名 代表取締役社長 円 山 法 昭
 (コード番号：7163 東証スタンダード市場)
 問合せ先 取締役兼副社長執行役員 横 井 智 一
 コーポレート本部長
 (TEL. (03) 6779-5496)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社及びＳＢＩホールディングス株式会社並びに当社のその他の関係会社の親会社である三井住友トラストグループ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

商号	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
三井住友トラストグループ株式会社	その他の関係会社の親会社	-	34.2	34.2	株式会社東京証券取引所 プライム市場
三井住友信託銀行株式会社	その他の関係会社	34.2	-	34.2	非上場
ＳＢＩホールディングス株式会社	その他の関係会社	34.2	-	34.2	株式会社東京証券取引所 プライム市場

(注) 1 三井住友トラストグループ株式会社は三井住友信託銀行株式会社の親会社であります。

2 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称	理由
ＳＢＩホールディングス株式会社	2025 年 3 月期においては、同社を含むＳＢＩホールディングスグループとの取引金額が、三井住友トラストグループとの取引金額より多いためです。

(注) 1 2025 年 3 月期連結会計年度におけるＳＢＩホールディングスグループとの取引金額は主なもので 8,004 百万円であります。なお、両グループとの取引条件等の決定方法は、市場での取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。

3 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

【三井住友トラストグループにおける当社の位置付けその他の親会社等との関係】

- (1) 当社は三井住友トラストグループのグループ企業である三井住友信託銀行株式会社の持分法適用会社であり、同社を構成するグループにおいて、インターネットバンキングサービスを提供する戦略的パートナーに位置付けられております。

- (2) 当社社外取締役のうち1名は、2025年6月27日時点で三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員を兼務しております。また、当社グループでは、三井住友信託銀行株式会社から、2025年3月31日時点で、人材交流による相互ノウハウ提供の目的で、10名の出向社員の受け入れも行っております。
- (3) 2025年3月期連結会計年度における三井住友トラストグループとの取引金額は10億円を下回っております。

【SBIホールディングスグループにおける当社の位置付けその他の親会社等との関係】

- (1) 当社はSBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、同社を構成するグループにおいて、グループの金融サービス事業における中核会社の1つとして位置付けられております。
- (2) 当社非業務執行取締役のうち1名は、2025年6月27日時点で当社の株主であるSBIホールディングス株式会社の専務執行役員グループCTOを兼務しております。
- (3) 2025年3月期連結会計年度におけるSBIホールディングスグループとの取引金額が10億円を超える取引は以下のとおりです。

取引先	取引の内容	取引金額（百万円）	取引条件等の決定方法
株式会社SBI証券	NEOBANK サービスに係る手数料等の支払い（注1）	2,144	他社との同種取引における取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。
SBI生命保険株式会社	保険料の支払い（注2）	5,860	市場での取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。

（注）1 NEOBANK サービスに係る手数料受取り控除後の金額です。

（注）2 配当金受取り控除後の金額です。

【親会社等からの事業上の制約、経営・事業活動への影響等の中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策並びに親会社等からの一定の独立性の確保の状況】

当社は、意思決定の透明性・公正性を確保するため、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置する等、独立社外取締役に中心的な役割を担わせることで、取締役会による業務執行の監督機能を強化し、公正な業務執行が行われるよう努めております。

さらに、その他の関係会社およびそれぞれのグループ企業と一定金額以上の取引を行うにあたっては、関連当事者等取引管理規程に基づき、関連当事者等と取引を行うことの妥当性について、個別取引毎に適切な確認を行っております。毎事業年度末時点で該当取引を継続する場合にも、同様に事業上の必要性や取引条件の妥当性等を確認し、取締役会の承認を得ております。

その他の関係会社との取引関係、人的・資本的関係の状況は、当社の独自の経営判断を妨げるものではなく、当社は上場会社として一定の独立性が確保されていると考えております。

4 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要なものはありません。

以 上